**○財務省告示第六十九号**

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十三年度の初日から平成二十四年一月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十四年二月二十九日

財務大臣　安住　淳

平成二十三年度の初日から平成二十四年一月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　六十二万五百六十一トン

二　生きている豚及び豚肉等　六十二万六百四トン

**○国税庁告示第七号**

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年二月二十九日

国税庁長官　川北　力

別表に次のように加える。

| 法人の名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | 認定の有効期間 |
|---|---|---|---|
| 特定非営利活動法人ミュージック・シェアリング | 東京都千代田区隼町二丁目一二番七〇八号室 | 五嶋みどり | 平成二十四年三月一日から平成二十九年二月二十八日まで |

**○文部科学省告示第二十九号**

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百二十七号）の施行に伴い、私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六第一項第一号及び第三号の規定に基づき文部科学大臣が定める療養を定める件（平成十九年文部科学省告示第六十四号）は、平成二十四年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十四年二月二十九日

文部科学大臣　平野　博文

**○厚生労働省告示第六十七号**

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関である株式会社日本医学臨床検査研究所及び株式会社日本食品エコロジー研究所について、薬事法施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第三条第二項の規定により、その住所又は試験検査を行う事業所の所在地を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十四年二月二十九日

厚生労働大臣　小宮山洋子

一　登録番号　一七一

ア　住所

変更前　京都府久世郡久御山町大字大橋辺小字大橋辺一六番地一〇

変更後　京都府久世郡久御山町大橋辺一六番地一〇

イ　変更の日　平成二十一年三月二十八日

二　登録番号　一七四

ア　住所

変更前　兵庫県神戸市東灘区住吉南町一丁目十二番十二号

変更後　兵庫県神戸市中央区小野浜町一番九号

イ　試験検査を行う事業所の所在地

変更前　兵庫県神戸市東灘区住吉南町一丁目十二番十二号

変更後　兵庫県神戸市中央区小野浜町一番九号

ウ　変更の日　平成二十四年一月二十九日

**○農林水産省告示第五百十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県松本市大字入山辺字大菱一五三九九の一・上伊那郡箕輪町大字中箕輪字五斗山七三九七・七三九九・七四〇二の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、木曽郡南木曽町吾妻五七八の二、一五〇一の一三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字五斗山七三九七・七三九九・七四〇二の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁並びに松本市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第五百十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県上水内郡小川村大字稲丘字上ノ原二四八〇の一、二四八一から二四八三まで、二四八五から二四八七まで、字小池裏四四五六の二、四四七四、四四七六、四四七七の一、四四七七の三、四四八九の一、下伊那郡泰阜村八二四四の一二、八二四四の一五、飯田市南信濃八重河内一八四〇の一、大町市八坂字行ノ入八〇三二のイ、八〇三三の一、字日向林八一三九の一、字ゾゴヨリ大曲り迄八二四三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁並びに関係市役所及び村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第五百十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県東筑摩郡生坂村三六〇二、三六〇五の一、三六〇七の一、三六〇七の七、三六〇七の一四、三六〇七の一六、三六〇八から三六一〇まで、木曽郡南木曽町吾妻六八〇、六九二の一、六九二の二、七四〇の一、一二六七の七・一八二五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一八二五の二、二一一三の一二四、二一五一のニの一、二一五一のニの二、二一五二のイ

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

生坂村三六〇五の一、三六〇九、三六一〇

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。